有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成24年３月１日
（第12期）　　至　平成25年２月28日

株式会社北の達人コーポレーション

札幌市北区北七条西一丁目１番地２

(E26549)

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 2
第１　企業の概況 …… 2
１．主要な経営指標等の推移 …… 2
２．沿革 …… 4
３．事業の内容 …… 5
４．関係会社の状況 …… 8
５．従業員の状況 …… 8
第２　事業の状況 …… 9
１．業績等の概要 …… 9
２．生産、受注及び販売の状況 …… 10
３．対処すべき課題 …… 10
４．事業等のリスク …… 11
５．経営上の重要な契約等 …… 12
６．研究開発活動 …… 12
７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 13
第３　設備の状況 …… 15
１．設備投資等の概要 …… 15
２．主要な設備の状況 …… 15
３．設備の新設、除却等の計画 …… 15
第４　提出会社の状況 …… 16
１．株式等の状況 …… 16
２．自己株式の取得等の状況 …… 27
３．配当政策 …… 28
４．株価の推移 …… 28
５．役員の状況 …… 29
６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 31
第５　経理の状況 …… 37
１．財務諸表等 …… 38
(1) 財務諸表 …… 38
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 61
(3) その他 …… 63
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 64
第７　提出会社の参考情報 …… 65
１．提出会社の親会社等の情報 …… 65
２．その他の参考情報 …… 65
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 66
［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年５月31日
【事業年度】	第12期（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）
【会社名】	株式会社北の達人コーポレーション
【英訳名】	Kitanotatsujin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木下　勝寿
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目１番地２
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　清水　重厚
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目１番地２
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　清水　重厚
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月	平成25年２月
売上高	（千円）	544,487	683,846	739,113	807,771	1,380,470
経常利益	（千円）	49,688	136,996	92,587	141,864	273,875
当期純利益	（千円）	31,679	79,930	59,488	90,099	159,484
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	47,000	47,000	47,000	47,000	73,771
発行済株式総数	（株）	580	11,600	11,600	580,000	2,541,400
純資産額	（千円）	122,347	202,278	261,766	351,866	553,442
総資産額	（千円）	176,607	288,049	312,846	493,312	1,104,787
１株当たり純資産額	（円）	210,944.19	17,437.77	22,566.12	151.67	217.30
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	33 (20)
１株当たり当期純利益金額	（円）	54,620.51	6,890.56	5,128.35	38.84	64.31
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	62.89
自己資本比率	（%）	69.3	70.2	83.7	71.3	50.0
自己資本利益率	（%）	29.7	49.2	25.6	29.4	35.3
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	21.93
配当性向	（%）	―	―	―	―	27.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	89,961	8,064	82,925	168,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	△3,135	△1,586	12,513	△8,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△2,335	308,885
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	180,660	187,137	280,241	748,985
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（名）	13 (4)	13 (11)	13 (14)	18 (13)	22 (18)

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
４．１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）及び配当性向については、第８期から第11期までは配当実績がないため、記載しておりません。また、平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っており、第12期の１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）は当該株式分割前の実際の１株当たり中間配当金の額を記載しております。
５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、第８期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第９期から第11期までは、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
６．株価収益率については、当社株式は第11期までは非上場であったため、記載しておりません。
７．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員であります。
８．第９期以降の財務諸表は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、清明監査法人の監査を受けておりますが、第８期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
９．平成21年５月16日付で普通株式１株につき20株の株式分割を、また、平成23年９月16日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。
10．当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。
当事業年度において、平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

２【沿革】

平成11年12月24日、大阪市東淀川区に当社代表取締役社長　木下勝寿が、無限責任社員として通信販売会社「合資会社サイマート」を設立し、平成12年５月にウェブサイト「北海道・しーおー・じぇいぴー」を立ち上げ、北海道特産品のインターネット販売を開始いたしました。その後、平成14年５月１日、大阪市淀川区に当社代表取締役社長木下勝寿が、信用力の向上及びウェブサイト「北海道・しーおー・じぇいぴー」の移管を目的として「株式会社北海道・シーオー・ジェイピー（現当社）」を設立、平成21年３月に商号を「株式会社北の達人コーポレーション」に変更し現在に至っております。（なお、平成15年11月、「合資会社サイマート」は閉鎖されております。）

当社設立以降の沿革については、下記のとおりであります。

年月	概要
平成14年５月	株式会社北海道・シーオー・ジェイピーを大阪市淀川区に資本金１千万円で設立
平成14年９月	商材開発強化を目的として、札幌市中央区北一条西二丁目に本店を移転
平成18年５月	業容拡大に伴い、札幌市北区北七条西二丁目に本店を移転
平成18年10月	物流量増加に伴い、自社物流拠点（後に「元町製造センター」に変更）を札幌市東区に新設
平成18年11月	自社オリジナル健康食品「北の大地の天然オリゴ糖（現「カイテキオリゴ」）」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成19年７月	健康美容商品を販売する総合サイトとして「カイテキフレンドクラブ（現「北の快適工房」）」（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設 販売拡大を目的として、楽天市場に「カイテキフレンドクラブ（現「北の快適工房」）楽天市場支店」（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を出店
平成19年９月	アウトレット（規格外品）の食品に特化した販売サイト「北海道わけあり市場」（ＰＣサイト）を開設
平成21年２月	販売拡大を目的として、Yahoo！ショッピングに「カイテキフレンドクラブ（現「北の快適工房」）Yahoo！店」（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を出店
平成21年３月	商号を「株式会社北の達人コーポレーション」に変更
平成21年５月	自社オリジナル健康食品「紅珠漢」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成22年11月	業容拡大に伴い、札幌市北区北七条西一丁目に本店を移転
平成23年２月	経営資源の集約による利益の最大化を目的として、「北海道・しーおー・じぇいぴー」、「北海道わけあり市場」及び「わけありグルメニュース」を売却
平成23年３月	自社オリジナルスキンケア商品「カイテキスクラブ（現「みんなの肌潤糖」）」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成23年５月	「カイテキオリゴ」の製造委託開始に伴い「元町製造センター」を閉鎖
平成23年７月	自社オリジナル健康食品「カイテキどかスリム茶」の専門サイト（ＰＣサイト）を開設し販売開始
平成24年５月	札幌証券取引所アンビシャス市場に上場
平成24年８月	自社オリジナル洗顔石けん「二十年ほいっぷ」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成24年12月	自社オリジナルスキンケア商品「みんなの肌潤糖クリア」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始
平成25年３月	札幌証券取引所本則市場に市場変更
平成25年４月	自社オリジナル健康食品「えぞ式すーすー茶」の専門サイト（ＰＣサイト及びモバイルサイト）を開設し販売開始

3【事業の内容】

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Ｅコマース事業」を行っております。当社は、製品の製造は外部委託及びＯＥＭ先に製造委託することにより業務のスリム化を図る一方で、受注・出荷業務、サイト制作、販売促進ツール等の企画制作、システム開発等を社内で運営する体制を構築しております。これにより、顧客満足度向上のための業務改善の迅速化や効率化を図っております。

主な事業系統図は以下のとおりであります。

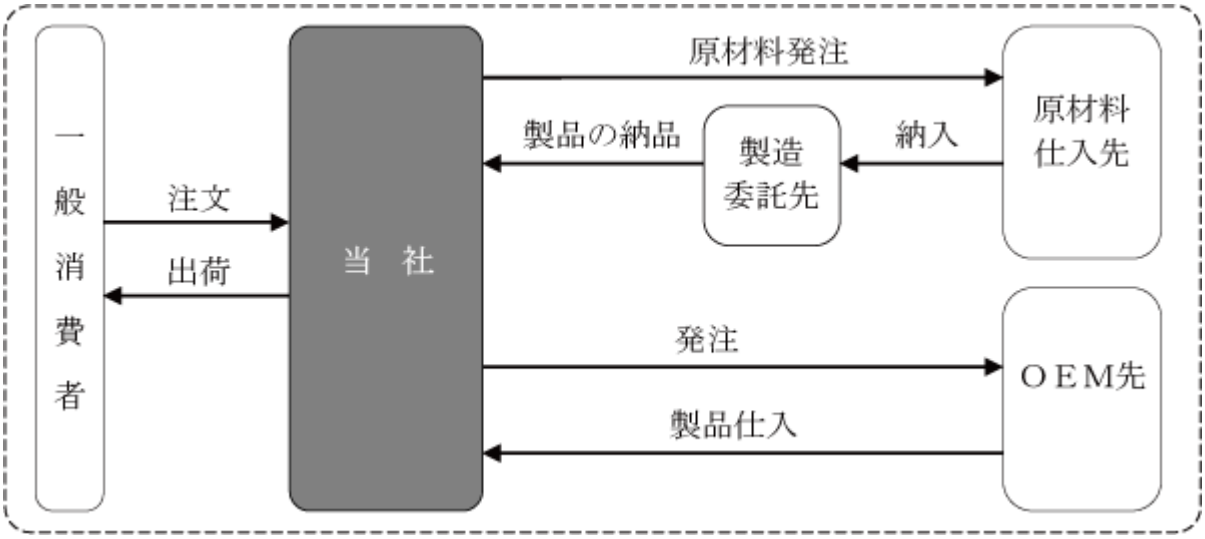

(1) 取扱商品について

当社が取り扱う商品ジャンルは、健康や美容の悩みに対して具体的に効果を体感しやすくリピート使用されやすいものを中心に開発、選定を行っております。商品は、購入者による満足度を重視しており、試作品のモニター調査を行ったうえで商品化するという手順を踏んでおります。

これらを踏まえ「北の快適工房」において、現在取り扱っている健康美容商品は以下の７品目であります。

品目	商品の概要
「カイテキオリゴ」	北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を原料に多く使用し、その他にも３種類の高純度オリゴ糖を独自配合した健康食品であります。
「みんなの肌潤糖」	北海道産のビート（甜菜）から作られた砂糖を主原料とした100％植物由来成分の保湿ケア商品であります。
「紅珠漢」	低分子ポリフェノールを主原料とし、ヒアルロン酸（保湿成分）やビタミンＣ・Ｌ－シトルリンなどを加えた健康食品であります。
「カイテキどかスリム茶」	腸のぜん動運動を徹底研究して開発した独自の複合自然ハーブと、その他の自然植物を配合した健康食品であります。
「二十年ほいっぷ」	直火釜練り製法という独自製法を用い、保湿成分であるホエイを原料に加えたくすみ用の洗顔料であります。
「みんなの肌潤糖クリア」	北海道産のビート（甜菜）から作られた砂糖を主原料とし、ラベンダー、ハッカ等の植物性オイルでコーティングしたニキビ予防用のスキンケア商品であります。
「えぞ式すーすー茶」	くしゃみや鼻水、鼻詰まりといったアレルギー症状を抑えるバラ科の甜茶（てんちゃ）に北海道で古くから薬草として用いられてきたクマザサ、赤紫蘇の３種類の茶葉をバランスよくブレンドした、当社が独自に開発した健康食品であります。

(2) 商品の製造について

商品の製造につきましては、当社にて原材料を買い付け製造を外部委託する方法、ＯＥＭ先に製造委託する方法を採っております。

(3) 受注の方法

お客様からの注文は、主に下記の通信販売サイトで受け付けております。

通信販売サイトで受け付けた注文については、当社内に設置されたカスタマーサービス部門が、メール等で顧客へ確認した後商品を発送することで、誤発送等を防止しております。また発送後は、顧客にメールで到着予定日等を通知しております。

現在の主な通信販売サイトは以下のとおりであります。

サイト名		取扱商品
「北の快適工房」 http://www.kaitekikobo.jp/ http://www.kaitekikobo.jp/i/	「カイテキオリゴ」 （P　C）http://www.origotou.com/ （携　帯）http://www.origotou.com/i/ （スマホ）http://www.origotou.com/smh/	健康食品等 美容関連商品等
	「みんなの肌潤糖」 （P　C）http://www.hadajuntou.com/ （携　帯）http://www.hadajuntou.com/i/ （スマホ）http://www.hadajuntou.com/s/	
	「紅珠漢」 （P　C）http://www.koujukan.com/ （携　帯）http://www.koujukan.com/i/	
	「カイテキどかスリム茶」 （P　C）http://www.doka-slim.net/ （携　帯）http://www.kaitekikobo.jp/i/doka	
	「二十年ほいっぷ」 （P　C）http://www.20nenhoippu.com/ （携　帯）http://www.20nenhoippu.com/i/ （スマホ）http://www.20nenhoippu.com/s/	
	「みんなの肌潤糖クリア」 （P　C）http://www.hadajuntou-clear.com/ （携　帯）http://www.hadajuntou-clear.com/i/ （スマホ）http://www.hadajuntou-clear.com/s/	
	「えぞ式すーすー茶」 （P　C）http://www.susucha.jp/ （携　帯）http://www.susucha.jp/i/ （スマホ）http://www.susucha.jp/s/	

(4) 代金の回収方法

代金の回収方法につきまして、クレジットカード決済、代金引換、後払い（銀行振込、郵便振替、コンビニエンスストア振込）を採用しております。

(5) 当社のＥコマース事業の特徴

当社のＥコマース事業は、少数アイテムに特化した販売方式を採用しております。

少数アイテムに特化しているため、「専門店」ならではのフォローを充実させることが可能となり、継続的に購入していただける仕組みを実現しております。また、物流業務等の簡素化を可能とし、直接及び間接コストを低減しております。

主に健康美容商品を販売する総合サイト「北の快適工房」において、お客様に「カイテキオリゴ」、「みんなの肌潤糖」、「紅珠漢」、「カイテキどかスリム茶」、「二十年ほいっぷ」、「みんなの肌潤糖クリア」、「えぞ式すーすー茶」を提供することによって、健康や美容上のお悩みに対して改善のサポートを行っております。継続的にご購入を希望されるお客様には「定期購入制度」をご用意しております。

イ）マーケティングについて

当社におけるマーケティングの特長は、詳細な顧客行動パターンを計測できる自社開発のマーケティングデータ分析システムを用いていることであります。

このシステムで抽出したデータをもとに、より費用対効果の高い顧客獲得方法やリピート促進のためのフォローアップのタイミング・内容・方法等を企画立案実行することで、費用対効果の高い販売促進、リピート購入率の向上を図っております。

具体的には、「どの広告メディアから何が何件、何円売れたか」、「新規顧客がもたらす一年間の平均利益は」、「新規顧客獲得コストの回収サイクルは」等のデータが随時把握できるため、インターネット販売における生命線である広告費の費用対効果の計測を行いながら的確な広告投資に努めております。また、新規顧客がリピート注文するタイミングやヘビーユーザーが流出するタイミング等も分析しており、そのタイミングに合わせたフォローマーケティングを行うことで高いリピート率を目指しております。

ロ）「定期購入制度」について

当サイトにおける主な販売方法は、「年間購入コース」「３ヶ月ごとお届けコース」「毎月お届けコース」等、同一商品を定期的にお届けする「定期購入制度」であります。

この定期購入制度の導入により、お客様には、買い忘れ防止、定期購入割引適用というメリットがあります。一方、当社においては、事前受注の確定による売上の安定化と同時に、コスト削減（広告宣伝費の削減、人件費及び在庫の適正化）を図ることが可能となります。

ハ）顧客サポートについて

「健康管理士一般指導員（特定非営利活動法人　日本成人病予防協会／財団法人　生涯学習開発財団　認定資格）及び社内アドバイザーによるサポート」

当社カスタマーサービス業務は、商品を販売するだけにとどまらず、外部認定資格である「健康管理士一般指導員」の有資格者及び社内カリキュラム「カイテキマイスターカリキュラム」に合格した社内アドバイザーが、専門知識をもとにお客様からのメールや電話による健康や当社商品に関する相談に対応し、顧客満足度の向上を図っております。

「使用状況管理シートの提供」

お客様が、自身の使用状況、体感等を客観的に把握していただくことを目的として、当社商品の使用状況管理シートを提供しております。これにより、お客様の自己管理をサポートし、商品を継続使用していただくことで効果をより高め、結果的にリピート率が向上することを目的としております。

「カイテキフレンド通信」

お客様との接触回数を増やすために、ニュースレターを年間に４回程度お届けしております。

健康や美容に関する情報、北海道発ならではのコラム、お客様参加型のコンテンツ等を掲載し、当社に対する信頼度を高め親近感を持っていただくことで長期リピーターの確保を図っております。

ニ）サイト運営に係る業務の内製化について

当社は、サイト運営に係る業務は自社内で遂行することを原則とし、極力外部に依存しない体制を構築しております。これは、オリジナリティの追及（顧客満足度の向上、販売企画対応・業務改善の迅速化、業務の効率化、ノウハウの蓄積など）及び他社事情による当社業務への影響を最小限にとどめることが目的であります。内製による主な業務は以下のとおりであります。

（サイト制作）

外部の専門業者に依頼せず、すべて自社で作成・更新を行っております。それにより公開したページへのお客様の反応に対する迅速な更新を可能としております。これを継続することで、お客様に対してより利便性が高く、購買意欲を高めるサイト作りの当社独自ノウハウを蓄積しております。

（販売促進ツール等印刷物制作）

販売促進用の商品同梱のチラシ・リーフレット、ダイレクトメール及びニュースレター等は自社で制作しております。

（システム）

インターネット通信販売会社向けの汎用性の高いシステムを、当社自身でカスタマイズして使用しており、お客様のニーズへの機敏な対応を実現しております。また、独自に構築したマーケティングデータ分析システムや物流管理システム及び売掛金管理システムを連動させることにより、業務の効率化を図っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年２月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
22（18）	31.1	2.4	3,503,455

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災の復興需要等により緩やかながら回復基調にありましたが、欧州の財政金融不安や新興国をはじめとする世界経済の景気減速等により、依然として先行きは不透明な状況が続いておりました。一方で、昨年末の政権交代に伴い、新政権による新たな景気回復策に反応した円安や株価の回復等、経済の先行きに変化の兆しが見られました。

当社の主要な販売形態であるＥコマース（電子商取引）業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及拡大に伴い、インターネットの利用が一層拡大し、Ｅコマース市場全体を押し上げております。

このような市場環境に鑑み、当社におきましては、市場拡大のチャンスは今後益々高まると判断し、スマートフォンやタブレット端末における利便性の向上や、激変する顧客ニーズへの対応等、今後も数多くのお客様にご利用いただけるサイトの構築に努めるとともに質的向上を図りました。

また、当社は平成24年５月29日に札幌証券取引所アンビシャス市場への上場を果たし、更に平成25年３月27日には、札幌証券取引所において最短となる302日目での本則市場への市場変更を果たしました。これらによる信用力の向上やブランド認知度の向上などのシナジー効果で、更に成長への基盤が固まっていくものと考えております。

こうした経営環境の下、平成25年２月期第２四半期までの業績を踏まえ、修正計画（上方修正）を策定し、平成24年９月28日に発表いたしました。当社の主力商品である「カイテキオリゴ」と、第２の柱として急成長している「みんなの肌潤糖」の売上高は、これまで順調に推移しており、概ね計画どおりの売上を達成することができました。課題でありました「カイテキオリゴ」への売上依存度の高さ（平成24年２月期では85.2%）につきましても、平成25年２月期第４四半期会計期間では60.6%まで縮小され、順調に改善が進んでおります。また、平成24年８月より「直火釜練り直送石けん　二十年ほいっぷ」、平成24年12月より「みんなの肌潤糖 クリア」の発売を開始し、更なる売上の拡大や収益力の強化に注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,380,470千円（前事業年度比70.9%増）、営業利益285,118千円（同98.3%増）、経常利益273,875千円（同93.1%増）、当期純利益159,484千円（同77.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ468,743千円増加し、748,985千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果増加した資金は、168,200千円（前事業年度比85,275千円増）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益273,875千円、前受金の増加34,598千円、販売促進引当金の増加14,935千円、仕入債務の増加10,198千円が生じた一方で、売上債権の増加24,613千円、たな卸資産の増加103,637千円、法人税等の支払額75,314千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果減少した資金は、8,342千円（前事業年度は12,513千円の増加）となりました。この要因は、有形固定資産の取得による支出2,222千円、無形固定資産の取得による支出1,120千円、出資金の払込による支出5,000千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果増加した資金は、308,885千円（前事業年度は2,335千円の減少）となりました。この主な要因は、株式の発行による収入48,405千円、長期借入金の借入による収入300,000千円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出22,388千円、配当金の支払額12,545千円、株式公開費用の支出8,684千円が生じたこと等によるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）	前年同期比（％）
Ｅコマース事業　（千円）	440,661	220.5
合計　（千円）	440,661	220.5

（注）１．金額は製造原価によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当社は商品の仕入を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社は商品の受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）	前年同期比（％）
Ｅコマース事業　（千円）	1,380,470	170.9
合計　（千円）	1,380,470	170.9

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

当社の主要な販売形態であるＥコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中にあって、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。

具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートされやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えます。また、記載事項は、本有価証券報告書提出日（平成25年５月31日）現在において判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) Ｅコマース事業に関するリスク

① Ｅコマースの普及拡大並びに法的規制の可能性について

スマートフォンやタブレット端末の急速な普及拡大に伴い、インターネットの利用が一層拡大し、国内におけるＥコマースも引き続き成長しております。平成23年の消費者向け国内Ｅコマース市場は８兆５千億円（前年比8.6%増）（経済産業省「平成23年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）の結果公表について」）と報告されておりますが、当社の事業もＥコマースの普及拡大とともに成長してまいりました。

今後、インターネット等の利用者及び関連業者を対象とした法的規制が新たに制定され、これにより当社の業務の一部が制約を受けるような場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② システムリスクについて

当社の事業はコンピュータシステム及びインターネットを活用しており、何らかの原因による当社サーバ等への一時的な過負荷や外部からの不正な手段によるサーバへの侵入、役職員の過誤によるシステム障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報管理について

当社は、個人情報の保護に関する法律等の関連諸法令を遵守し、プライバシーマークを取得しております。また、個人情報保護規程等を整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした教育研修を実施して個人情報の適正管理に努めております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する信用力の低下に直結し、既存顧客の解約や新規顧客獲得の低下に繋がる可能性があります。また、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営について

① 競合の激化による業績変動のリスク

Ｅコマース事業は、少ない投資で誰もが簡単にホームページを開設することで起業が可能であり、参入障壁が低いために競合はますます激しくなるビジネスモデルであると認識しております。当社の場合、他社との競合を避けるため主に健康美容商品「カイテキオリゴ」、「みんなの肌潤糖」、「紅珠漢」等、自社ブランド商品を販売してまいりました。

しかしながら、類似した商材を扱う同業他社が当社のビジネスモデル及び商品・販売戦略に追随した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食の安全性について

当社は食に携わる企業として、食品の衛生管理、品質管理には、十分な注意を払っておりますが、万一食品の安全性等でトラブルが発生した場合、また、その対応に不備があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制について

当社は、事業の遂行にあたって、特定商取引に関する法律（特定商取引法）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、製造物責任法（ＰＬ法）、健康増進法、薬事法、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）等の法的規制の適用を受けております。

当社は、経営会議においてコンプライアンス及びリスク管理について統制・把握し、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底や教育の実施等、これらの法令の遵守に努めておりますが、将来的に当社が規制を受けている法令の変更や新たな法令の施行等があった場合は、当社の事業活動が制限される可能性があります。

④　健康食品について

当社は、健康食品を取り扱っております。健康食品においては、当該製品本体への表示や広告の表現に疾病または身体機能に対する効果を標榜した場合には、薬事法における無許可無認可医薬品の販売と見做され、処罰の対象となります。当社では、関係機関に自主的に働きかけ、関連法令等の遵守についての指導を受けることや、薬事法対策の専門会社からの助言を受けることによって、社内における管理体制を構築しております。しかしながら、健康食品の記事・広告について適正性に疑義が生じるような事態が発生した場合や、そのような報道がなされた場合には、当社に対する信用力が低下し、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤　知的財産権に関するリスク

現時点において当社は、第三者の知的財産権の侵害は存在していないと認識しておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑥　売上高における特定製品への依存度が高いことについて

当社の主力製品である「カイテキオリゴ」の売上高は平成25年２月期の当社売上高のうち65.8%を占めております。今後何らかの理由により「カイテキオリゴ」の販売に関して不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月	平成25年２月
売上高に占める特定製品への依存度（%）	53.4	70.4	79.5	85.2	65.8

⑦　自然災害によるリスク

当社は、北海道札幌市に本社を設置しており、当社の主力製品である「カイテキオリゴ」の製造加工については北海道外の外注先に委託しております。そのため、これらの地域で大規模な自然災害等が発生した場合には、製造加工が困難となるなど、予期せぬ費用の発生や製品供給が遅延又は停止する可能性が考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　特定の経営者への依存によるリスク

当社の代表取締役社長である木下勝寿は当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで極めて重要な役割を果たしております。そのため、今後も当社の業務全般において木下勝寿の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。したがって、何らかの理由により木下勝寿がその職を離れた場合には、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

５【経営上の重要な契約等】

原料の仕入、製造委託に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成22年５月１日	・商品取引契約書 ・商品供給保証に関する覚書	株式会社明治フードマテリア	原料の仕入及び安定供給に関する契約	１年間（自動更新の条項有り）
平成23年３月31日	・取引基本契約書 ・製造委託契約書	協和薬品株式会社	原料等の仕入、製造委託に関する契約	１年間（自動更新の条項有り）

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比べ611,474千円増加し、1,104,787千円となりました。

内訳といたしましては、流動資産が1,081,395千円となり、前事業年度末と比べ604,046千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が468,743千円、売掛金が24,613千円、たな卸資産が103,637千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債は、前事業年度末と比べ409,899千円増加し、551,344千円となりました。

内訳といたしましては、流動負債が374,712千円となり、前事業年度末と比べ233,267千円の増加、固定負債が176,632千円となり、前事業年度末と比べ176,632千円の増加となりました。その主な要因は、流動負債については買掛金が10,198千円、未払法人税等が50,688千円、前受金が34,598千円、販売促進引当金が14,935千円、一年内返済予定の長期借入金が100,980千円増加したこと等によるものであります。また、固定負債については長期借入金が176,632千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べ201,575千円増加し、553,442千円となりました。その主な要因は、株式上場時の公募増資等により資本金及び資本剰余金が53,542千円、当期純利益の計上等により利益剰余金が146,878千円増加したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

（売上高）

当事業年度における売上高につきましては、1,380,470千円（前事業年度比572,698千円増）となりました。

これは主に、主力製品である「カイテキオリゴ」の売上高が908,725千円（前事業年度比220,531千円増）と増加したこと及び「みんなの肌潤糖」の売上高が309,680千円（前事業年度比290,857千円増）と増加したことによります。

（売上原価）

当事業年度における売上原価につきましては、358,865千円（前事業年度比188,378千円増）となりました。

これは主に、主力製品である「カイテキオリゴ」の原材料、製造委託費等が増加したこと及び「みんなの肌潤糖」の製造委託費等が増加したことによるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度における販売費及び一般管理費につきましては、736,487千円（前事業年度比242,973千円増）となりました。

これは主に、規模の拡大に伴い、人件費や広告宣伝費などが増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は285,118千円（前事業年度比141,347千円増）となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当事業年度における営業外収益につきましては、重要な発生はありません。営業外費用につきましては、主に株式公開費用8,684千円、株式交付費2,194千円など株式上場に係る費用の計上により、11,453千円（前事業年度比9,045千円増）となりました。

この結果、経常利益は273,875千円（前事業年度比132,011千円増）となりました。

（特別利益、特別損失及び当期純利益）

当事業年度における特別利益及び特別損失の発生はございません。

法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は114,391千円であります。

この結果、当期純利益は159,484千円（前事業年度比69,384千円増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ468,743千円増加し、748,985千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果増加した資金は、168,200千円となりました。この主な要因は、税引前当期純利益273,875千円、前受金の増加34,598千円、販売促進引当金の増加14,935千円、仕入債務の増加10,198千円が生じた一方で、売上債権の増加24,613千円、たな卸資産の増加103,637千円、法人税等の支払額75,314千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果減少した資金は、8,342千円となりました。この要因は、有形固定資産の取得による支出2,222千円、無形固定資産の取得による支出1,120千円、出資金の払込による支出5,000千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果増加した資金は、308,885千円となりました。この主な要因は、株式の発行による収入48,405千円、長期借入金の借入による収入300,000千円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出22,388千円、配当金の支払額12,545千円、株式公開費用の支出8,684千円が生じたこと等によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第２　事業の状況　４　事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度中において重要な設備投資はありません。

なお、当事業年度中に設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年２月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (札幌市北区)	本社オフィス	3,848	2,527	6,375	22 (19)

(注) １．金額には消費税等は含まれておりません。

２．従業員数の（ ）は、平成25年２月28日現在の臨時雇用者数を外書きしております。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資計画については、今後の事業展開及び投資効率等を総合的に勘案して作成しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成25年２月28日）	提出日現在発行数（株） （平成25年５月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,541,400	2,559,000	札幌証券取引所	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、１単元の株式数は100株となっております。
計	2,541,400	2,559,000	－	－

（注）１．当社株式は平成25年３月27日付で、札幌証券取引所アンビシャス市場から札幌証券取引所本則市場に上場市場を変更いたしました。

２．「提出日現在発行数」欄には、平成25年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

①　平成21年５月27日定時株主総会

（平成21年６月２日取締役会　第２回新株予約権決議、取締役及び従業員向け発行分）

区分	事業年度末現在 （平成25年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成25年４月30日）
新株予約権の数（個）	188	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）１	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,600（注）２、７	20,000（注）２、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）	138（注）３、７	138（注）３、７
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成28年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　138 資本組入額　　69 （注）４、７	発行価格　　138 資本組入額　　69 （注）４、７
新株予約権の行使の条件	（注）５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

２．当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（又は株式併合）の比率

更に当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額に新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{調整前行使価額}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

② その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

６．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）３に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件
上記（注）４に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得
残存新株予約権の定めに準じて決定する。

７．平成23年８月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したこと及び平成25年１月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成21年５月27日定時株主総会

（平成21年６月２日取締役会　第３回新株予約権決議、取締役向け発行分）

区分	事業年度末現在 （平成25年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成25年４月30日）
新株予約権の数（個）	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）１	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000（注）２、７	14,000（注）２、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）	138（注）３、７	138（注）３、７
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成28年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　138 資本組入額　 69 （注）４、７	発行価格　　138 資本組入額　 69 （注）４、７
新株予約権の行使の条件	（注）５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

２．当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（又は株式併合）の比率

更に当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額に新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{調整前行使価額}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

② その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

６．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）３に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

７．平成23年８月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したこと及び平成25年１月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③　平成24年９月28日取締役会

（第４回新株予約権決議、取締役向け発行分）

区分	事業年度末現在 （平成25年２月28日）	提出日の前月末現在 （平成25年４月30日）
新株予約権の数（個）	440	440
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	176,000（注）３、９	176,000（注）３、９
新株予約権の行使時の払込金額（円）	673（注）４、９	673（注）４、９
新株予約権の行使期間	自　平成24年10月16日 至　平成34年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　673 資本組入額　337 （注）５、９	発行価格　673 資本組入額　337 （注）５、９
新株予約権の行使の条件	（注）６	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）８	同左

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき2,800円で有償発行している。

２．新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

３．付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

４．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を、「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

５．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下の(a)に掲げる条件を満たした場合、及び、(b)(c)に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(a)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年２月期及び平成26年２月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。

(b)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年２月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。

(c)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年２月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、上記４に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の120％を超過している場合にのみ、権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

７．新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記６に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記３に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記４で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記８．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記５に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑧　その他新株予約権の行使の条件
上記６に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由及び条件
上記７に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

９．平成25年１月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成21年５月16日（注）１	11,020	11,600	－	47,000	－	27,000
平成23年９月16日（注）２	568,400	580,000	－	47,000	－	27,000
平成24年５月28日（注）３	50,000	630,000	25,300	72,300	25,300	52,300
平成24年３月１日～平成25年２月28日（注）４	5,350	635,350	1,471	73,771	1,471	53,771
平成25年２月９日（注）５	1,906,050	2,541,400	－	73,771	－	53,771

（注）１．普通株式１株を20株に分割
２．普通株式１株を50株に分割
３．有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格　　1,100円
引受価額　　1,012円
資本組入額　　506円
払込金総額　50,600千円
４．新株予約権の行使による増加であります。
５．普通株式１株を４株に分割
６．平成25年３月１日から平成25年４月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が17,600株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,214千円増加しております。

（６）【所有者別状況】

平成25年２月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	5	5	－	1	332	344	－
所有株式数（単元）	－	409	1,103	222	－	4	23,676	25,414	－
所有株式数の割合（%）	－	1.61	4.34	0.87	－	0.02	93.16	100.00	－

（注）自己株式200株は、「個人その他」に２単元を含めて記載しております。

（７）【大株主の状況】

平成25年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
木下 勝寿	北海道札幌市中央区	1,600,800	62.99
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４	100,900	3.97
木下 浩子	北海道札幌市中央区	72,600	2.86
岡田 久則	熊本県熊本市中央区	46,000	1.81
井上 裕太	神奈川県秦野市	44,500	1.75
鈴木 拓也	京都府京都市中京区	43,200	1.70
須田 忠雄	群馬県桐生市	42,400	1.67
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２-10	40,900	1.61
今給黎　孝	東京都江戸川区	29,100	1.15
落田　徹	東京都稲城市	25,600	1.01
計	－	2,046,000	80.51

（注）前事業年度末において主要株主であった日本アジア投資株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年２月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,541,200	25,412	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	2,541,400	－	－
総株主の議決権	－	25,412	－

②【自己株式等】

平成25年２月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社北の達人コーポレーション	札幌市北区北七条西一丁目１番地２	200	－	200	0.01
計	－	200	－	200	0.01

（9）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 平成21年５月27日定時株主総会（平成21年６月２日取締役会決議、取締役及び従業員向け発行分）

決議年月日	平成21年６月２日
付与対象者の区分及び人数	取締役２名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）平成25年４月30日現在におきましては、退職による権利の喪失及び権利行使により、残存する付与対象者の区分及び人数は取締役１名、従業員５名となっております。

② 平成21年５月27日定時株主総会（平成21年６月２日取締役会決議、取締役向け発行分）

決議年月日	平成21年６月２日
付与対象者の区分及び人数	取締役１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）取締役１名は、平成22年５月26日をもって退任し、当社の従業員となっております。

③　平成24年９月28日取締役会（取締役向け発行分）

決議年月日	平成24年９月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役３名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　会社法第155条第７号による普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	200	77
当期間における取得自己株式	－	－

（注）当事業年度における取得自己株式の株式数には、平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割したことによる増加株式数150株が含まれております。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
保有自己株式数	200	－	200	－

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして認識しており、事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

平成25年２月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき１株当たり13円と決定いたしました。既に実施いたしました中間配当金20円とあわせて年間配当金は１株当たり33円となります。

なお、当社は平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っており、平成25年２月期の１株当たり期末配当金は当該株式分割を考慮した金額であります。仮に当該株式分割を考慮しない場合の１株当たり年間配当金は72円（中間配当金20円、期末配当金52円）となります。

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に即して、有効活用していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年８月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
平成24年９月28日 取締役会決議	12,606	20
平成25年５月29日 定時株主総会決議	33,035	13

4【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月	平成25年２月
最高（円）	―	―	―	―	4,280 ※1,509
最低（円）	―	―	―	―	826 ※870

（注）１．最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであります。
なお、平成24年５月29日をもって札幌証券取引所アンビシャス市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
２．※印は、株式分割（平成25年２月９日付で、普通株式１株につき４株の割合で株式分割）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年９月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年１月	平成25年２月
最高（円）	2,765	2,550	2,900	3,025	3,870	4,280 ※1,509
最低（円）	1,971	2,213	1,999	2,425	2,601	3,780 ※870

（注）１．最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであります。
２．※印は、株式分割（平成25年２月９日付で、普通株式１株につき４株の割合で株式分割）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

５【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	木下　勝寿	昭和43年10月12日生	平成４年４月 平成11年12月 平成14年５月	株式会社リクルート入社 合資会社サイマート設立　無限責任社員 当社設立　代表取締役社長就任（現任）	（注）３	1,600,800
取締役	営業部長	堀川　麻子	昭和56年５月17日生	平成17年３月 平成18年７月 平成21年１月 平成21年５月	株式会社ジオス入社 当社入社 当社執行役員営業部長就任 当社取締役営業部長就任（現任）	（注）３	10,600
取締役	管理部長	清水　重厚	昭和40年12月６日生	昭和60年４月 平成12年８月 平成20年５月 平成21年１月 平成21年５月	峰延農業協同組合入組 株式会社エスアールエル入社 当社入社 当社執行役員管理部長就任 当社取締役管理部長就任（現任）	（注）３	18,600
取締役（非常勤）	－	徳丸　博之	昭和44年10月13日生	平成４年４月 平成15年６月 平成18年５月 平成23年１月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 有限会社にっこう社設立　取締役就任 株式会社にっこう社に組織変更　代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	（注）３	4,000
監査役	－	布田　三宥	昭和21年３月20日生	昭和40年４月 昭和46年４月 昭和50年８月 平成６年６月 平成７年６月 平成９年６月 平成10年７月 平成13年10月 平成14年６月 平成20年３月	雪印乳業株式会社入社 平和堂貿易株式会社入社 株式会社エーダイ入社 株式会社デリーズ入社 同社取締役就任 同社監査役就任 株式会社ソフトフロント入社 同社管理本部次長 同社監査役就任 当社監査役就任（現任）	（注）４	5,200
監査役（非常勤）	－	久保田　廣	昭和12年３月22日生	昭和31年10月 平成元年３月 平成３年３月 平成５年２月 平成12年７月 平成12年11月 平成18年６月 平成21年５月 平成22年６月 平成25年４月	北海道警察拝命 札幌方面苫小牧警察署長就任 北海道警察学校長就任 北海道警察本部地域部長就任 北海道警察函館方面本部長就任 社団法人北海道警友会専務理事就任 株式会社オープンループ監査役就任 社団法人北海道警友会副会長就任 当社監査役就任（現任） 社団法人北海道警友会会長就任 一般社団法人北海道警友会名誉会長就任（現任）	（注）４	－
監査役（非常勤）	－	甚野　章吾	昭和43年７月19日生	平成６年10月 平成17年１月 平成17年１月 平成20年６月 平成22年５月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）札幌事務所入所 甚野公認会計士事務所開設所長（現任） 北斗税理士法人設立代表社員所長（現任） 札幌監査法人代表社員（現任） 当社監査役就任（現任）	（注）４	－
計							1,639,200

（注）１．取締役徳丸博之は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役布田三宥、久保田廣、甚野章吾は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．平成25年２月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．平成23年８月12日開催の臨時株主総会にて選任され同年10月３日付で就任しておりますが、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が充分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主を始めとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値の向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティー（説明責任）を果たしてまいります。

②　会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会により業務執行の監督及び監視を行っております。また、取締役、監査役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役、監査役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ロ．会社の機関及び内部統制に関する概要図

当社の業務執行、監査、内部統制の概要は以下のとおりであります。

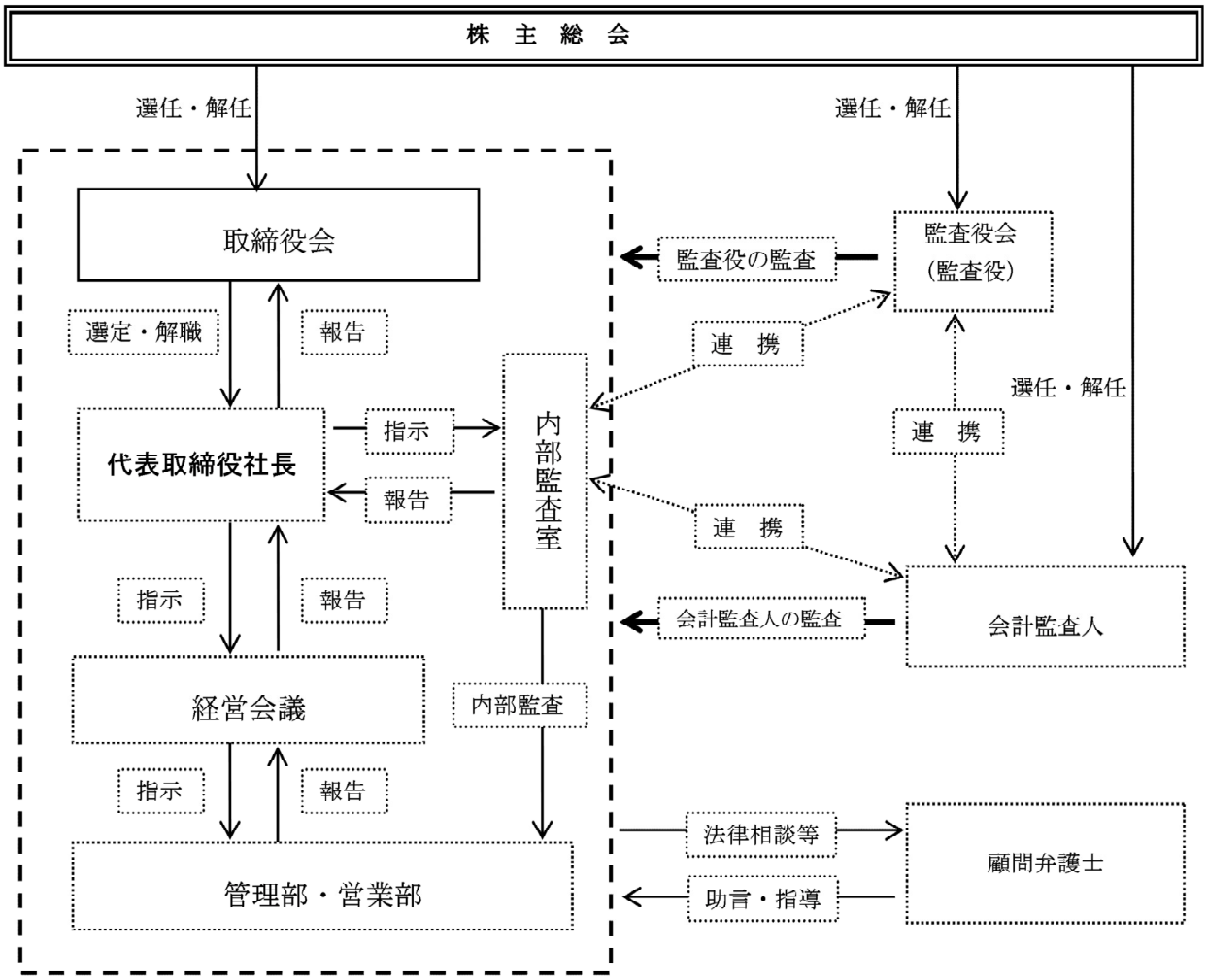

(a) 取締役会

取締役会は、定例取締役会を毎月１回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の審議並びに決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として機動的な運用を行っております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役会の構成は取締役総数４名のうち社外取締役が１名であり、社外取締役はＥコマース事業に携わる企業経営者を配しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。

なお、当社の取締役は７名以内とする旨を定款に定めております。

(b) 監査役会

監査役会は、定例監査役会を毎月１回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。当社の監査役会の構成は、監査役総数３名（常勤１名、非常勤２名）全員が社外監査役であり、取締役会には常に出席し、取締役会の運営及び取締役の業務執行状況を監査するとともに会計監査人・内部監査部門と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。

なお、当社の監査役は４名以内とする旨を定款に定めております。また、常勤の監査役は、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席し、業務の遂行状況を監査しております。

(c) 経営会議

経営会議は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則月１回開催しております。経営会議メンバーは、代表取締役社長、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

内部統制に関しては、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で定め、その整備を行っております。同方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１．取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。

クレド（Credo）とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語

２．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

２．法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。

２．定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。

３．取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。

２．経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。

３．取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。

４．経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(e) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

１．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。

２．指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

１．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

２．取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１．監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

２．監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。

３．監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

ニ．内部監査及び監査役監査の状況

(a) 内部監査

経営の効率性、適法性、健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直属の内部監査室を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査人（１名）が監査役会や会計監査人と連携を取りながら、年間内部監査計画書により、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

(b) 監査役

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、部門管掌する取締役へのヒアリングを行うとともに、内部監査人及び会計監査人との情報交換を行う等、連携を図り監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ホ．会計監査の状況

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数（注）１
指定社員　業務執行社員　　島貫　幸治	清明監査法人	－
指定社員　業務執行社員　　中村　貴之	清明監査法人	－

（注）１．継続監査年数については、両名とも７年以内であるため、記載を省略しております。

２．同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(b) 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士１名、その他２名

ヘ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は１名、社外監査役は３名であります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、以下の記載のとおり当社株式を保有しております。

社外取締役　　徳丸　博之　　4,000株（所有株式数の割合0.16％）

社外監査役　　布田　三宥　　5,200株（所有株式数の割合0.20％）

社外取締役及び社外監査役と当社の間に、上述以外の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、札幌証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③　リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、社内におけるチェックや牽制を働かせる観点から、社内規程、マニュアル等に沿った業務遂行を行っております。更に、その運用状況に関しても、内部監査室及び監査役が、諸規程・マニュアル等の整備・改訂状況や業務との整合性を監視しております。また、業務上生じる様々な経営判断及び法的判断については、取締役が情報の収集、共有を図っており、必要に応じて弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

④　役員報酬の内容

平成25年２月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	88,500	88,500	－	－	－	3
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	8,910	8,910	－	－	－	5

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬の決定は、平成20年３月５日開催の定時株主総会においてその総枠を決議し、各取締役別の報酬は取締役会において決定しております。また、監査役報酬については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役会で決定しております。

⑤　株式の保有状況

当社は、株式を保有しておりませんので、該当事項はありません。

⑥　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦　取締役の定数と選任の決議要件

当社は、取締役の定数を７名以内とする旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑨　株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ．剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第５項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

ロ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
2,100	－	12,000	1,000

（注）上記金額は、清明監査法人への報酬額であります。上記の他、前事業年度には創研合同監査法人に対して監査証明業務に基づく報酬を3,900千円支払っております。

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（当事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務についてであります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（平成24年３月１日から平成25年２月28日まで）の財務諸表について、清明監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

① 就任した監査公認会計士等の名称
清明監査法人

② 退任した監査公認会計士等の名称
創研合同監査法人

(2) 異動の年月日
平成23年12月16日

(3) 退任した監査公認会計士等の直近における就任年月日
平成22年５月26日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近３年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人であります創研合同監査法人は、平成23年12月15日をもって、法人を解散したため、当社の会計監査人を辞任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、監査業務が間断なく実施されることを確保するため、平成23年12月16日開催の当社監査役会において、清明監査法人を当社の一時会計監査人に選任することを決議いたしました。
また、これを受けて清明監査法人より、当社の一時会計監査人に就任することを承諾する旨の通知を受領いたしました。

(6) (5) の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	280,241	748,985
売掛金	60,232	84,846
製品	54,312	136,109
仕掛品	13,186	17,616
原材料及び貯蔵品	54,813	72,223
前渡金	5,203	―
前払費用	2,805	4,266
繰延税金資産	5,847	16,186
その他	1,214	2,339
貸倒引当金	△508	△1,177
流動資産合計	477,349	1,081,395
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,400	4,880
減価償却累計額	△598	△1,031
建物（純額）	3,801	3,848
工具、器具及び備品	3,534	5,276
減価償却累計額	△1,662	△2,748
工具、器具及び備品（純額）	1,872	2,527
有形固定資産合計	5,673	6,375
無形固定資産		
特許権	―	614
商標権	2,837	2,993
ソフトウエア	695	377
無形固定資産合計	3,532	3,985
投資その他の資産		
出資金	―	5,000
差入保証金	6,755	6,755
繰延税金資産	1	1,274
投資その他の資産合計	6,756	13,029
固定資産合計	15,963	23,391
資産合計	493,312	1,104,787

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,267	18,466
未払金	29,812	38,408
1年内返済予定の長期借入金	－	100,980
未払法人税等	43,450	94,139
未払消費税等	3,965	13,593
前受金	50,336	84,934
預り金	2,388	3,220
販売促進引当金	3,114	18,049
その他	109	2,919
流動負債合計	141,445	374,712
固定負債		
長期借入金	－	176,632
固定負債合計	－	176,632
負債合計	141,445	551,344
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,000	73,771
資本剰余金		
資本準備金	27,000	53,771
資本剰余金合計	27,000	53,771
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	277,866	424,745
利益剰余金合計	277,866	424,745
自己株式	－	△77
株主資本合計	351,866	552,210
新株予約権	－	1,232
純資産合計	351,866	553,442
負債純資産合計	493,312	1,104,787

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
売上高	807,771	1,380,470
売上原価		
製品期首たな卸高	24,950	54,312
当期製品製造原価	199,848	440,661
合計	224,799	494,974
製品期末たな卸高	54,312	136,109
製品売上原価	170,486	358,865
売上総利益	637,285	1,021,605
販売費及び一般管理費	※1 493,514	※1 736,487
営業利益	143,770	285,118
営業外収益		
受取利息	1	2
受取負担金	113	－
広告料収入	105	－
受取決済手数料	101	－
受取弁済金	48	20
講師料	58	－
物品売却益	71	135
その他	1	53
営業外収益合計	502	210
営業外費用		
支払利息	73	569
株式交付費	－	2,194
株式公開費用	2,335	8,684
その他	－	5
営業外費用合計	2,408	11,453
経常利益	141,864	273,875
特別利益		
保険解約益	9,221	－
販売促進引当金戻入額	3,095	－
受取和解金	1,000	－
特別利益合計	13,316	－
特別損失		
事業所閉鎖損失	※2 2,459	－
特別損失合計	2,459	－
税引前当期純利益	152,721	273,875
法人税、住民税及び事業税	63,759	126,003
法人税等調整額	△1,138	△11,611
法人税等合計	62,621	114,391
当期純利益	90,099	159,484

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度（自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度（自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　材料費		168,903	74.8	191,117	41.6
Ⅱ　労務費		3,400	1.5	729	0.2
Ⅲ　外注費		51,313	22.7	266,320	58.0
Ⅳ　経費	※１	2,277	1.0	819	0.2
当期総製造費用		225,895	100.0	458,986	100.0
仕掛品期首たな卸高		－		13,186	
合計		225,895		472,173	
他勘定振替高	※２	12,859		13,895	
仕掛品期末たな卸高		13,186		17,616	
当期製品製造原価		199,848		440,661	

（脚注）

前事業年度（自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度（自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
原価計算の方法 製品別総合原価計算を採用しております。	原価計算の方法 同左
※１　経費の主なものは、次のとおりであります。 地代家賃　1,006千円 倉庫保管料　285	※１　経費の主なものは、次のとおりであります。 地代家賃　208千円 倉庫保管料　493
※２　他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 販売促進費への振替高　12,859千円	※２　他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 販売促進費への振替高　13,895千円

③【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,000	47,000
当期変動額		
新株の発行	－	25,300
新株の発行（新株予約権の行使）	－	1,471
当期変動額合計	－	26,771
当期末残高	47,000	73,771
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	27,000	27,000
当期変動額		
新株の発行	－	25,300
新株の発行（新株予約権の行使）	－	1,471
当期変動額合計	－	26,771
当期末残高	27,000	53,771
資本剰余金合計		
当期首残高	27,000	27,000
当期変動額		
新株の発行	－	25,300
新株の発行（新株予約権の行使）	－	1,471
当期変動額合計	－	26,771
当期末残高	27,000	53,771
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	187,766	277,866
当期変動額		
剰余金の配当	－	△12,606
当期純利益	90,099	159,484
当期変動額合計	90,099	146,878
当期末残高	277,866	424,745
利益剰余金合計		
当期首残高	187,766	277,866
当期変動額		
剰余金の配当	－	△12,606
当期純利益	90,099	159,484
当期変動額合計	90,099	146,878
当期末残高	277,866	424,745

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
自己株式		
当期首残高	－	－
当期変動額		
自己株式の取得	－	△77
当期変動額合計	－	△77
当期末残高	－	△77
株主資本合計		
当期首残高	261,766	351,866
当期変動額		
新株の発行	－	50,600
新株の発行（新株予約権の行使）	－	2,942
剰余金の配当	－	△12,606
当期純利益	90,099	159,484
自己株式の取得	－	△77
当期変動額合計	90,099	200,343
当期末残高	351,866	552,210
新株予約権		
当期首残高	－	－
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	1,232
当期変動額合計	－	1,232
当期末残高	－	1,232
純資産合計		
当期首残高	261,766	351,866
当期変動額		
新株の発行	－	50,600
新株の発行（新株予約権の行使）	－	2,942
剰余金の配当	－	△12,606
当期純利益	90,099	159,484
自己株式の取得	－	△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	1,232
当期変動額合計	90,099	201,575
当期末残高	351,866	553,442

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	152,721	273,875
減価償却費	2,434	2,186
貸倒引当金の増減額（△は減少）	338	669
販売促進引当金の増減額（△は減少）	△3,095	14,935
受取利息及び受取配当金	△1	△2
保険解約損益（△は益）	△9,221	－
支払利息	73	569
株式交付費	－	2,194
株式公開費用	2,335	8,684
事業所閉鎖損失	2,459	－
受取和解金	△1,000	－
売上債権の増減額（△は増加）	△31,984	△24,613
たな卸資産の増減額（△は増加）	△58,636	△103,637
その他の資産の増減額（△は増加）	△3,159	2,617
仕入債務の増減額（△は減少）	8,001	10,198
未払金の増減額（△は減少）	4,480	8,535
前受金の増減額（△は減少）	50,336	34,598
その他の負債の増減額（△は減少）	△1,707	13,270
小計	114,374	244,082
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	△73	△569
法人税等の支払額	△31,410	△75,314
和解金の受取額	1,000	－
事業所閉鎖に伴う支払額	△967	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,925	168,200
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,239	△2,222
無形固定資産の取得による支出	△1,453	△1,120
差入保証金の回収による収入	2,674	－
保険積立金の解約による収入	13,839	－
出資金の払込による支出	－	△5,000
その他	△306	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,513	△8,342

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	－	300,000
長期借入金の返済による支出	－	△22,388
新株予約権の発行による収入	－	1,232
ストックオプションの行使による収入	－	2,942
株式の発行による収入	－	48,405
自己株式の取得による支出	－	△77
配当金の支払額	－	△12,545
株式公開費用の支出	△2,335	△8,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,335	308,885
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	93,103	468,743
現金及び現金同等物の期首残高	187,137	280,241
現金及び現金同等物の期末残高	※ 280,241	※ 748,985

【重要な会計方針】

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法

(2) 貯蔵品

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
工具、器具及び備品	４～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、１株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45％、当事業年度53％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55％、当事業年度47％であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
広告宣伝費	131,473千円	246,843千円
販売促進費	45,470	57,888
販売促進引当金繰入額	－	14,935
役員報酬	84,000	97,410
給料手当	78,991	100,269
減価償却費	2,408	2,186
支払手数料	25,968	49,196
貸倒引当金繰入額	338	1,177

※２　事業所閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
固定資産除却損	1,491千円	－千円
リース解約損	302	－
原状回復費用等	664	－
計	2,459	－

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）	11,600	568,400	－	580,000
合計	11,600	568,400	－	580,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）普通株式の発行済株式総数の増加568,400株は、平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したことによる増加であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）１	580,000	1,961,400	－	2,541,400
合計	580,000	1,961,400	－	2,541,400
自己株式				
普通株式　（注）２	－	200	－	200
合計	－	200	－	200

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加1,961,400株の内訳は、公募株式の発行による増加50,000株、新株予約権の行使による増加5,350株、平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことによる増加1,906,050株であります。

２．自己株式の増加200株の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加50株、平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことによる増加150株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成24年第４回新株予約権	－	－	－	－	－	1,232
合計		－	－	－	－	－	1,232

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年９月28日 取締役会	普通株式	12,606	20	平成24年８月31日	平成24年11月８日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年５月29日 定時株主総会	普通株式	33,035	利益剰余金	13	平成25年２月28日	平成25年５月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度（自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
現金及び預金勘定	280,241千円	748,985千円
現金及び現金同等物	280,241	748,985

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①　資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて２ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

②　負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて２ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（平成24年２月29日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	280,241	280,241	－
(2) 売掛金	60,232		
貸倒引当金(*1)	△508		
	59,724	59,724	－
資産計	339,965	339,965	－
(1) 買掛金	8,267	8,267	－
(2) 未払金	29,812	29,812	－
負債計	38,080	38,080	－
デリバティブ取引	－	－	－

(*1)売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成25年２月28日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	748,985	748,985	－
(2) 売掛金	84,846		
貸倒引当金(*1)	△1,177		
	83,668	83,668	－
資産計	832,653	832,653	－
(1) 買掛金	18,466	18,466	－
(2) 未払金	38,408	38,408	－
(3) 長期借入金(*2)	277,612	279,695	2,083
負債計	334,486	336,570	2,083
デリバティブ取引	－	－	－

(*1)売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。
(*2)長期借入金については、１年内返済予定を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度（平成24年２月29日）	当事業年度（平成25年２月28日）
出資金	－	5,000
差入保証金	6,755	6,755

上記出資金、差入保証金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年２月29日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	280,241	－	－	－
売掛金	60,232	－	－	－
合計	340,473	－	－	－

当事業年度（平成25年２月28日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	748,985	－	－	－
売掛金	84,846	－	－	－
合計	833,831	－	－	－

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプション等に係る当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
現金及び預金	－	1,232千円

３．ストック・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション等の内容

	平成21年ストック・オプション	平成24年第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　３名 当社従業員　　17名	当社取締役　　３名
株式の種類別のストック・オプション等の数（注）１、３	普通株式　　80,000株	普通株式　　176,000株
付与日	平成21年６月４日	平成24年10月16日
権利確定条件	①　新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権の相続人による行使は認めない。 ②　その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①　新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権の相続人による行使は認めない。 ②　その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。（注）２
対象勤務期間	－	－
権利行使期間	自　平成23年７月１日　至　平成28年６月30日	自　平成24年10月16日　至　平成34年10月15日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権の権利確定条件及び行使の条件の詳細につきましては、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

３．平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したこと及び平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、「株式の種類別のストック・オプション等の数」が調整されております。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年２月期）において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプション等の数

	平成21年ストック・オプション	平成24年第４回新株予約権
権利確定前 （株）		
前事業年度末	－	－
付与	－	176,000
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	176,000
権利確定後 （株）		
前事業年度末	73,000	－
権利確定	－	－
権利行使	21,400	－
失効	－	－
未行使残	51,600	－

（注）平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したこと及び平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、株式数が調整されております。

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成24年第４回新株予約権
権利行使価格 （円）	138	673
行使時平均株価 （円）	603	－
付与日における公正な評価単価 （円）	－	7

（注）１．平成23年９月16日付で普通株式１株を50株に株式分割したこと及び平成25年２月９日付で普通株式１株を４株に株式分割したことにより、「権利行使価格」、「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」が調整されております。

２．平成21年ストック・オプションにつきましては、付与時点において当社は未公開企業であったため、公正な評価単価に代えて本源的価値の見積りによっておりますが、付与日における本源的価値はないため記載しておりません。

４．ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成24年第４回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年第４回新株予約権
株価変動性（注）１	43.54％
満期までの期間（注）２	10年
配当利回り（注）３	2.23％
無リスク利子率（注）４	0.781％

（注）１．上場後２年に満たないため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用し算定しております。

２．割当日は平成24年10月16日であり、権利行使期間は平成24年10月16日から平成34年10月15日までであります。

３．平成24年９月現在における直近の配当予想60円に基づき算定しております。

４．満期までの期間に対応した償還年月日平成34年９月20日の長期国債325の流通利回りを採用しております。

５．ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　　65,635千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　　9,970千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
繰延税金資産（流動）		
未払事業税	3,799千円	7,710千円
販売促進引当金	1,297	7,052
未払費用	467	1,149
貸倒引当金	208	273
法人税法上の繰延資産	74	－
繰延税金資産（流動）合計	5,847	16,186
繰延税金資産（固定）		
減価償却費	1千円	1千円
貸倒損失	－	1,273
繰延税金資産（固定）合計	1	1,274

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

（前事業年度）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて、平成25年３月１日に開始する事業年度から平成27年３月１日に開始する事業年度は、従来の41.7％から39.1％へ、平成28年３月１日以降に開始する事業年度は、36.7％に変更されます。

なお、変更後の実効税率を当事業年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）及び当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当社はＥコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）及び当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	木下　勝寿	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接62.99	－	新株予約権の付与	1,176	新株予約権	1,176
役員	堀川　麻子	－	－	当社取締役	（被所有）直接 0.41	－	新株予約権の付与	28	新株予約権	28
役員	清水　重厚	－	－	当社取締役	（被所有）直接 0.41	－	新株予約権の付与	28	新株予約権	28

（注）平成24年９月28日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権の付与が決議されたことによるものであります。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）		当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）	
１株当たり純資産額	151.67円	１株当たり純資産額	217.30円
１株当たり当期純利益金額	38.84円	１株当たり当期純利益金額	64.31円
		潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	62.89円

（注）１．当社は、平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり情報を算定しております。

２．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありましたが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

この適用により、平成25年２月９日付で行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して、１株当たり情報を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額　　606.67円

１株当たり当期純利益金額　155.34円

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	90,099	159,484
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	90,099	159,484
期中平均株式数（株）	2,320,000	2,480,069
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	55,734
（うち新株予約権（株））	－	(55,734)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成21年ストック・オプション（新株予約権の数　365個）。 なお、概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成24年第４回新株予約権（新株予約権の数　440個）。 なお、概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

平成25年５月29日開催の取締役会において、次のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

１．子会社設立の目的

化粧品事業の一層の強化・拡充を図ることを目的として、以下の子会社を設立するものであります。

２．子会社の概要（予定）

（１）商号	株式会社オーダーコスメジャパン
（２）所在地	北海道札幌市
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　木下　勝寿（当社代表取締役社長）
（４）事業内容	化粧品の製造及び販売
（５）設立の時期	平成25年６月
（６）資本金	10,000千円
（７）決算期	２月
（８）出資比率	当社100％

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	4,400	480	－	4,880	1,031	433	3,848
工具、器具及び備品	3,534	1,742	－	5,276	2,748	1,086	2,527
有形固定資産計	7,934	2,222	－	10,156	3,780	1,520	6,375
無形固定資産							
特許権	－	641	－	641	26	26	614
商標権	3,105	478	－	3,584	590	322	2,993
ソフトウエア	1,588	－	－	1,588	1,210	317	377
無形固定資産計	4,693	1,120	－	5,813	1,828	666	3,985

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	－	100,980	0.68	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	176,632	0.68	平成27年11月30日
合計	－	277,612	－	

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	92,565	84,067	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	508	1,177	508	－	1,177
販売促進引当金	3,114	18,049	－	3,114	18,049

（注）販売促進引当金の当期減少額（その他）3,114千円は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	600
預金	
普通預金	747,494
郵便貯金	890
小計	748,384
合計	748,985

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ゼウス	32,111
株式会社ネットプロテクションズ	27,408
楽天株式会社	9,117
佐川フィナンシャル株式会社	6,752
株式会社キャッチボール	3,083
その他	6,373
合計	84,846

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
60,232	1,449,492	1,424,879	84,846	94.4	18.3

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．製品

品目	金額（千円）
カイテキオリゴ	45,483
みんなの肌潤糖	69,014
みんなの肌潤糖クリア	13,072
その他	8,538
合計	136,109

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
カイテキオリゴ仕掛品	17,616
合計	17,616

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	
カイテキオリゴ原材料	59,760
紅珠漢原材料	447
二十年ほいっぷ原材料	225
小計	60,433
貯蔵品	
販促物	9,809
包装資材	1,980
小計	11,790
合計	72,223

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社メディカルスキン研究所	10,510
協和薬品株式会社	5,535
その他	2,420
合計	18,466

ロ．未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	61,681
住民税	12,721
事業税	19,736
合計	94,139

ハ．前受金

区分	金額（千円）
年間購入コース前受金	84,934
合計	84,934

（３）【その他】

①　当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
売上高（千円）	308,906	663,401	1,021,040	1,380,470
税引前四半期（当期）純利益金額（千円）	48,499	120,446	194,049	273,875
四半期（当期）純利益金額（千円）	28,262	69,950	112,904	159,484
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	12.14	28.85	45.89	64.31

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額（円）	12.14	16.54	16.97	18.33

（注）平成25年２月９日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、累計期間の１株当たり四半期（当期）純利益金額及び会計期間の１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

②　決算日後の状況

特記事項はありません。

③　訴訟

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	３月１日から２月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	２月末日
剰余金の配当の基準日	８月31日 ２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ　http://www.kitanotatsujin.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成24年４月20日北海道財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年５月10日及び平成24年５月18日北海道財務局長に提出。

平成24年４月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及び確認書

事業年度　第11期（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）平成24年５月31日北海道財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第12期第１四半期（自　平成24年３月１日　至　平成24年５月31日）平成24年７月13日北海道財務局長に提出。

第12期第２四半期（自　平成24年６月１日　至　平成24年８月31日）平成24年10月15日北海道財務局長に提出。

第12期第３四半期（自　平成24年９月１日　至　平成24年11月30日）平成25年１月15日北海道財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成24年６月１日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成24年６月１日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成24年10月１日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年５月29日

株式会社北の達人コーポレーション

取締役会　御中

清明監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	島貫　幸治	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中村　貴之	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北の達人コーポレーションの平成24年３月１日から平成25年２月28日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北の達人コーポレーションの平成25年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社北の達人コーポレーションの平成25年２月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社北の達人コーポレーションが平成25年２月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２　財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。